

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町 合併協議会諸規程集

報告事項

◎栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約	1
1. 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会小委員会規程	5
2. 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会幹事会規程	7
3. 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会事務局規程	10
4. 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会財務規程	16
5. 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会専門部会規程	19
6. 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会分科会規程	22

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、関係市町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、関係市町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長及び副市町長（副市町長を置かない市町にあつては、当該関係市町の長が指名する職員）
- (2) 関係市町の議会が推薦する議員各3人以内
- (3) 関係市町の長が指名する学識経験を有する者各4人以内
- (4) 関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者3人以内

2 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第10条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

4 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求

めることができる。

(小委員会)

第11条 担任する事務の一部について、調査し、又は審議するため、協議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第14条 協議会の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、関係市町が協議して負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長が関係市町の監査委員の中から2人に委嘱し、これらの者が行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、

会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び第16条第1項の規定により委嘱を受けた監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年9月4日から施行する。

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町（以下「関係市町」という。）の合併に関し、会長が必要と認める事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 関係市町の副市町長（副市町長を置かない市町にあつては、当該関係市町の長が指名する職員）
- (2) 関係市町の議会の議員
- (3) 関係市町の企画・財政担当部課長
- (4) 関係市町の総務担当部課長

2 前項に定める者のほか会長が特に必要と認めるときは、学識経験を有する者を委員とすることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(関係職員等の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議及び調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月4日から施行する。

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の合併に関し、会長が必要と認める事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

(専門部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務を補助させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議及び調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月4日から施行する。

別表（第3条関係）

市 町 名	職 名
栃 木 市	副市長
	企画部長
	総務部長
大 平 町	副町長
	総務課長
	企画財政課長
藤 岡 町	副町長
	総務企画課長
	財政管理課長
都 賀 町	長が指名する職員
	総務課長
	政策財務課長

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の担当を置く。

- (1) 総務班
- (2) 計画班
- (3) 調整第1班
- (4) 調整第2班

2 前項各号に規定する担当の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(事務局の職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じ
栃木県職員を派遣要請することができるものとする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 その他の職員は、上司の指揮監督を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第6条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、
栃木市事務決裁規程（昭和47年3月30日栃木市訓令第2号）の規定を
準用する。この場合において、「市長」及び「副市長」とあるのは「会長
」と、「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局
次長」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項について専決す
ることができる。

- (1) 栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町との連絡調整に関すること。
- (2) 事務局の事務の取扱方針に関すること。
- (3) 各種資料等の作成に関すること。
- (4) 実務的な調査及び回答に関すること。
- (5) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。
- (6) 職員の休暇、時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。
- (7) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第7条 事案を処理する場合の起案は、栃木市の文書の取扱いの例によるものとする。

2 文書の整理、保管及び編さんについては、ファイリングシステムにより取り扱うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、栃木市の文書の取扱いの例によるものとする。

(情報公開の取扱い)

第8条 協議会が保有する情報に係る公開については、栃木市の情報公開の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、寸法、書体、ひな型、使用区分、管理者及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、栃木市の公印の取扱いの例によるものとする。

(職員の服務等)

第10条 事務局職員の服装及び勤務条件については、栃木市の一般職の職員の例によるものとする。

(職員の給与等)

第11条 事務局職員の給与、手当等については、それぞれの職員が属する市町等の負担とする。

2 事務局職員の旅費については、協議会の負担とし、その支給方法等は、栃木市の一般職の職員の例によるものとする。

(職員の私有車使用)

第12条 事務局職員の私有車の公務使用については、栃木市の職員私有車の公務使用の例によるものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月4日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

担当名	分 掌 事 務
総 務 班	1 協議会の庶務及び会計に関すること。 2 協議会予算の調整に関すること。 3 合併の諸手続きに関すること。 4 協議会の会議に関すること。 5 所管事務に係る小委員会の会議に関すること。 6 幹事会の会議に関すること。 7 合併資料の編さんに関すること。 8 人事に関すること。 9 報酬等の支給に関すること。 10 広報事業に関すること。 11 行政職員への啓発に関すること。 12 合併の方式に関すること。 13 合併の期日に関すること。 14 新市の名称に関すること。 15 新市の事務所の位置に関すること。 16 国・県との連絡調整に関すること。 17 前各号に定めるもののほか、他の班に属さないこと。 18 合併準備に関すること。
計 画 班	1 新市基本計画に関すること。 2 新市の財政計画に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 3 新市の予算編成に関する事。 4 住民説明会に関する事。 5 所掌事務に係る小委員会の会議に関する事。 6 協議会の年次計画及び全体計画に関する事。 7 合併準備に関する事。
調整第1班	<ul style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る小委員会の会議に関する事。 2 専門部会の会議に関する事。 3 分科会の会議に関する事。 4 財産の取扱いに関する事。 5 議員の定数及び任期の取扱いに関する事。 6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事。 7 地方税の取扱いに関する事。 8 一般職の身分の取扱いに関する事。 9 特別職の身分の取扱いに関する事。 10 条例・規則等の取扱いに関する事。
調整第2班	<ul style="list-style-type: none"> 11 組織及び機構の取扱いに関する事。 12 一部事務組合等の取扱いに関する事。 13 使用料・手数料等の取扱いに関する事。 14 公共的団体の取扱いに関する事。 15 補助金・交付金等の取扱いに関する事。 16 町丁字名の取扱いに関する事。 17 慣行の取扱いに関する事。 18 国民健康保険事業の取扱いに関する事。 19 介護保険事業の取扱いに関する事。 20 消防団の取扱いに関する事。 21 各種事務事業の取扱いに関する事。 22 合併準備に関する事。

別表第 2 (第 9 条関係)

名 称	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 会長の印
寸 法 (ミリメートル)	方 2 4
書 体	てん書
ひ な 型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> 議 都 町 栃 会 賀 市 会 町 藤 長 合 岡 之 併 町 印 協 大 平 </div>
使 用 区 分	一般文書用
管 理 者	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 事務局長
個 数	1 個

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町（以下「関係市町」という。）の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算に係る予算書の写しを関係市町の長に送付するものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の科目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の科目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表

第2に定める以外の科目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れる等、
確実な方法で管理しなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を
処理する。

- 3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第7条 予算の流用及び予備費の充当は、栃木市の予算の例によるものとする。

- 2 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、
協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、規約第16条第1項の規定により委嘱を受けた監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算に係る決算書の写しを関係市町の長に送付するものとする。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式により

これを行うものとする。

- 2 協議会出納員は、予算差引簿その他必要な簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年9月4日から施行する。
- 2 平成21年度の予算については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「この規程の施行日以後初めて召集される」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の科目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の科目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示又は幹事会の要請により、協議会に提案する事項、その他会長が必要と認める事項について、専門的に調査検討し、協議案又は調整案を作成するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に定めるとおりとし、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の部課長等の職にある者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、前条に規定する専門部会を組織する者の互選により定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長がこれに当たる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する専門部会の部会長が当たるものとする。

(関係職員等の出席)

第6条 部会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、第2条に規定する所掌事務について、個別具体的に調査検討し、又は調整するため、別に定めるところにより、専門部会に分科会及び作業部会を置くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会で作成した協議案又は調整案を幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は町の担当部署が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月4日から施行する。

別表（第3条関係）

企 画 財 政 部 会
総 務 部 会
住 民 部 会
福 祉 部 会
経 済 部 会
建 設 部 会
上 下 水 道 部 会
教 育 部 会

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会専門部会規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき設置する栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会専門部会の部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、規程第2条に規定する所掌事務について、個別具体的に調査検討し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に定めるとおりとし、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の職員の内から、それぞれ各市町の長が推薦した者をもって組織する。

(分科会長及び副分科会長)

第4条 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、前条に規定する分科会を組織する者の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 会議の議長は、分科会長がこれに当たる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する分科会の分科会長が当たるものとする。

(関係職員等の出席)

第6条 分科会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の調査検討及び調整の経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長が属する市又は町の担当部署が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月4日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会	分科会
企画財政部会	企画分科会
	秘書広報分科会
	財政分科会
	人権分科会
	会計分科会
総務部会	総務分科会
	電算分科会
	消防交通分科会
	人事給与分科会
	税務分科会
	管財分科会
	議会分科会
	選挙管理分科会
	監査分科会
	広域行政分科会
住民部会	住民分科会
	保険年金分科会
	環境分科会
福祉部会	高齢福祉分科会
	社会福祉分科会
	児童福祉分科会
	保健分科会
経済部会	商工観光分科会
	農林分科会
	農業委員会分科会
建設部会	都市整備分科会
	都市管理分科会
	都市計画分科会
	建築分科会
上下水道部会	水道分科会
	下水道分科会
教育部会	学校教育分科会
	スポーツ分科会
	生涯学習分科会